

水曜日は定時退庁で 命と健康を守ろう



賃金不払残業の解消へ 厚生労働省が「指針」

いま私たちの職場は、過酷な定員削減や業務効率化の押しつけにより、長時間過密労働がまんえんし、過労を原因とした現職死亡や過労自殺が増大しています。

また、人事院による「国家公務員長期病休者実態調査」(2003年3月25日)では、原因となった傷病の第1

位が「精神及び行動の障害」(全長期病休者の29%)となるなど、過労によるメンタルヘルスの問題が深刻になっています。

労働組合のチェック機能発揮し 超勤縮減・不払残業根絶を

厚生労働省は、5月23日に「賃金不払残業の解消を図るための指針」を出しました。これは、労働時間の把握は使用者の責任であることを明記した「4・6通達」(2001年4月6日)の遵守をあらためて求めるとともに、職場風土の改革、適正な労働時間管理を行うためのシステムの整備、責任体制の明確化とチェック体制の整備など、労働時間管理の適正化を通じて賃金不払残業の解消を図っています。

また、労使協議組織を設置して、不払残業の実態を把握することなど、労

賃金不払残業の解消への指針(一部抜粋)

2003年5月23日
厚生労働省

- ◆使用者は賃金不払残業を起こすことのないようにするために、労働時間適正把握基準を遵守する。また、労働組合も、労働者に対して労働時間適正把握基準の周知を行う。
- ◆労使からなる委員会(労使協議組織)を設置して、実態の把握、具体策の検討及び実施、具体策の改善へのフィードバックを行う。
- ◆賃金不払残業が存在することはやむを得ないとの労使双方の意識(職場風土)をなくしていくと取り組みを行う。
- ◆賃金不払残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施(賃金不払残業を行った労働者も、これを許した現場責任者も評価しない)等、現場レベルでも徹底する。

使の協力や労働組合に求められる役割、労使がとりくむべき事項についても言及しています。

これをふまえて、職場ごとに労働者代表が参加した「対策委員会」の設置を求めるなど、超勤縮減、不払残業の根絶へ向けたとりのくみを、全国各地ですすめましょう。